



福島県医師会

資料 3

定 例 記 者 会 見

日 時：令和 8 年 7 月 8 日（水） 17：00～

場 所：福島県医師会館 1 階 大会議室

新型タバコの受動喫煙リスクと
今後のふくしま受動喫煙防止条例見直しについて

福島県医師会副会長 齊藤 道也



「新型タバコの受動喫煙リスクと 今後のふくしま受動喫煙防止条例見直しについて」(1)

- ・厚生労働省は2026年5月21日に2025年の4～12月には販売量の46%を占める加熱式たばこに関する研究結果を発表しました。
- ・厚労省の研究班は、2025年までの15年間に発表された国内外の論文をまとめ、加熱式たばこから空気中に有害物質が放出され、受動喫煙のリスクがあることを示しました。
- ・それによると、加熱式たばこ由来の有害物質が屋内の非喫煙者の受動喫煙を引き起こす可能性が指摘されています。
- ・2020年4月に施行された改正健康増進法により、屋内では原則として喫煙が禁止されていますが、加熱式タバコは専用室では飲食が認められています。これは当時健康被害に関する知見が不足していたためです。

改正健康増進法の全面施行から5年が経過し、厚生科学審議会は、これらの研究結果に基づいて年内にも加熱式たばこの規制に関する方針を新たに示す予定です。



「新型タバコの受動喫煙リスクと 今後のふくしま受動喫煙防止条例見直しについて」(2)

福島県においても2021年4月1日からふくしま受動喫煙防止条例が施行されていますが、今後、福島県歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会、公衆衛生協会等関係団体とも連携しながら、

- ①受動喫煙の害に三次喫煙の文言を追加し、新型タバコは紙巻きタバコと同様の扱いとして欲しい
- ②公共の場に喫煙所設置はできないようにして欲しい など

条例見直しを求めて参りたいと考えています。